

# 1. 主な人権課題

あなたや、あなたの周りの方々の人権が守られていないと感じたことはありませんか。この章では、取組が求められている主な人権課題について取り上げています。

## ① 女性～性犯罪・性暴力・DV・ハラスメント～

今なお、「女だから…」などと言う人がいます。女性というだけで社会参加や活躍の機会が奪われることはあってはなりません。また、女性を、性犯罪・性暴力、DV、ハラスメント等から守ることが必要です。

男女平等の理念は、「日本国憲法」に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」等によって、男女平等の原則が確立されています。しかし、現実には今なお、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場において様々な男女差別を生む一因となっています。

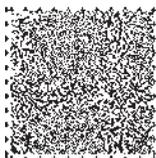
また、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力（DV）、職場におけるセクシュアルハラスメントや、いわゆるマタニティハラスメントなどの妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い等の問題も、近年多く発生しています。

こうした女性の人権問題に対して、平成28年4月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、国と地方公共団体に加え、一定数の労働者を常時雇用する事業主に対して、女性の活躍状況の把握・課題分析、数値目標を掲げた行動計画の策定、策定した行動計画及び女性の活躍状況に関する情報の公表等が義務付けられました。令和2年6月には、義務の対象を拡大すること

### ●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から

女性に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？  
複数回答(%)

| 0   | 10 | 20 | 30 | 40 | 50 | 60 |
|---|----|----|----|----|----|----|
| 職場において差別待遇(女性が管理職になりにくい、マタニティ・ハラスメントなどの妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い等)を受けること【50.5%】<br>セクシュアル・ハラスメント(性的嫌らせ)【42.9%】 |    |    |    |    |    |    |
| ドメスティック・バイオレンス(配偶者やパートナーからの暴力)【35.6%】<br>男女の固定的な役割分担意識(「家事は女性」等)に基づく<br>差別的取扱いを受けること【33.3%】             |    |    |    |    |    |    |
| 売春・買春【19.2%】  |    |    |    |    |    |    |
| アダルトビデオ等への出演強要【15.5%】<br>「令夫人」、「婦人」、「未亡人」、「家内」のように女性だけに用いられる言葉が<br>使われること【10.0%】<br>特にない・わからない【16.9%】   |    |    |    |    |    |    |





## 1. 主な人権課題

## 2. 特集

新型コロナウイルス感染症に関連して発生した人権問題の対応

## 3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

## 4. 法務省の人権擁護機関の活動

## 5. 国際社会における人権擁護

などを内容とする改正法が一部施行され、職業生活において、女性はその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するための取組が進められています。また、同時に改正された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（労働施策総合推進法）では、事業主のパワハラ防止対策義務や、労働者が事業主に各種ハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由とした不利益取扱いの禁止が明記された中で、妊娠、出産、育児休業に関するハラスメント、セクシュアルハラスメントに係る規定も一部改正されました。

女性に対する暴力等への取組については、毎年11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、社会の意識啓発等を行うほか、都道府県に設置された配偶者暴力相談支援センターや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等において、相談や支援を行っています。さらに、令和2年6月に策定された「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、被害者支援の充実や教育・啓発の強化など、性犯罪・性暴力を撲滅するための総合的な対策に取り組んでいます。



ポスター「女性の人権ホットライン強化週間」



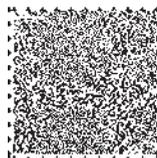
啓発動画「デートDVって何?」

法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」（ナビダイヤル0570-070-810（全国共通））を設置し、法務局職員や人権擁護委員が、DVや職場等における各種ハラスメント、ストーカー行為、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等といった女性をめぐる様々な人権問題に関する相談に応ずるとともに、人権啓発活動や調査救済活動に取り組んでいます。

### ■女性に対する暴行・虐待に関する人権侵犯事件(注)の新規救済手続開始件数

|             | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|-------------|-------|-------|-------|------|------|
| 女性に対する暴行・虐待 | 1,776 | 1,386 | 1,182 | 947  | 629  |

(注) 人権侵犯事件については、40～44ページをご覧ください。



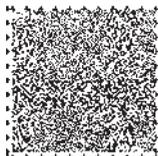
性的指向や性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別により、苦しんでいる人々があります。性的指向や性自認（性同一性）に関する正しい理解を深めていくことが必要です。

性的指向とは、人の恋愛や性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。同性愛者や両性愛者の人々に対する性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別があるのが実情です。

性自認（性同一性）とは、自己の性をどのように認識しているのかを示す概念です。性の自己認識と生物学的な性とが一致しない人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの差別を受けています。

このような性的指向や性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別を解消するため、労働施策総合推進法の改正（令和2年6月施行）に基づいて定められた、パワーハラスメント防止のための指針において、相手の性的指向・性自認（性同一性）に関する侮辱的な言動を行うこと等をパワーハラスメントに該当すると考えられる例として明記するなど、職場における性的指向・性自認（性同一性）に関する正しい理解を促進するための取組が進められています。

法務省の人権擁護機関では、性的指向や性自認（性同一性）をテーマとした啓発動画を作成し、配信するなど、各種人権啓発活動を実施するとともに、人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。



啓発動画  
「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」



# 1. 主な人権課題

2. 特集  
新型コロナウイルス感染症に関連して発生した人権問題への対応

# 3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

# 4. 法務省の人権擁護機関の活動

# 5. 国際社会における人権擁護



啓発動画  
「りんごの色  
～LGBTを知っていますか?～」

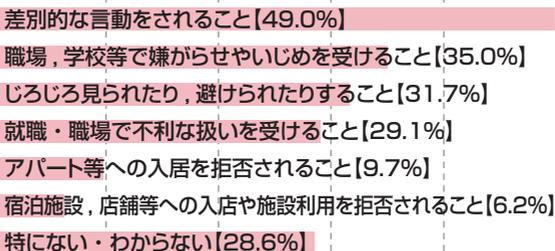


## ●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から

性的指向に関し、現在、どのような人権問題が起きて  
いると思いますか?

複数回答(%)

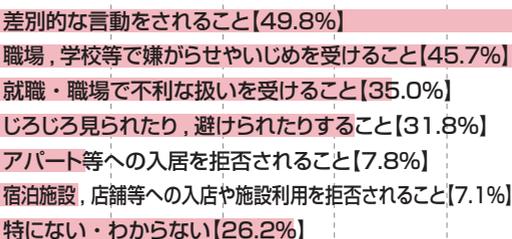
0 10 20 30 40 50



性同一性障害者に関し、現在、どのような人権問題が  
起きていると思いますか?

複数回答(%)

0 10 20 30 40 50



## ■性的指向/性自認(性同一性)を理由とした人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

|                     | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|---------------------|-------|-------|-------|------|------|
| 性的指向を理由とした人権侵犯      | 9     | 8     | 7     | 9    | 4    |
| 性自認(性同一性)を理由とした人権侵犯 | 6     | 18    | 12    | 8    | 13   |

